

### 週休2日促進工事の実施について【受注者希望方式の場合】

1. 本工事は、『島根県営繕工事における週休2日促進工事实施要領』に基づき、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(6) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上である場合は補正係数を1.04に変更し、通期の4週8休以上に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。  
見積単価についても、通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、必要に応じて、月単位の4週8休を達成した場合は、請負代金額を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(様式1)

年 月 日

( 発 注 者 ) 様

(会社名)  
現場代理人  
(氏 名)

週休2日促進工事の実施希望の報告について

工 事 名 :

島根県営繕工事における週休2日促進工事（受注者希望方式）の実施について、下記のとおり報告します。

記

1. 希望します
2. 希望しません

(理由)

参考 事務手続に手間がかかる・自社都合により工事期間を短縮する必要がある・下請け会社の休日調整が困難・取り組んだ際にかかる工事費用が読めない・人員的に社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある・当初発注の工期では月単位で週休2日を確保することが困難

※希望の有無、理由の該当するものに○を記入のこと。